

本仕様書に記載の内容は企画提案のために設定したものであり、実施段階における協議を踏まえ、実際の委託契約の仕様書と異なる場合がある。

令和 7 年度沖縄県交通デジタルシステム活用検討業務
企画提案仕様書

1 業務名

令和 7 年度沖縄県交通デジタルシステム活用検討業務

2 業務の背景及び目的

令和 5 年度に開催された「沖縄交通リ・デザイン実現検討会」において、沖縄県は自家用車前提のライフスタイルが深く根付き、これまでの経済成長を支えてきた一方で、そのようなライフスタイルが慢性的な交通渋滞の発生や、それに伴う環境負荷の増加など、生活・社会・経済の質の低下につながる要因となりつつあるとされ、そのような状況を改善するべく「ライフスタイルの転換」と「公共交通の利便性向上」の二つの取組について、官民が連携して一体的に取り組む必要性が示された。

本業務は、先の二つの取組に対して、交通系決済システムの面からアプローチし、沖縄県における交通デジタルシステム像と交通データの活用にあり方について将来的な社会実装も見据えながら検討を進めるものである。

3 履行期間

契約の日から令和 8 年 3 月 30 日まで

4 提案上限額

企画提案における提案上限額は、18,750,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）とし、この範囲内で実施可能な業務を提案すること。なお、この金額は企画提案のために設定したものであり、実際の契約金額ではない。

5 業務内容

(1) 検討委員会及び部会の企画・実施・記録整備

本業務について、必要な知見の収集や調査審議を行うため、検討委員会を開催する。その構成は、有識者、国、県、経済界等の幅広い関係者で構成することとし、必要に応じて外部専門家等からのヒアリングの実施も検討する。検討委員会については、2回程度の開催を想定している。

また、交通事業者を中心に部会を開催し、部会における検討、議論の内容は適宜検討委員会に報告するものとする。

【目的】

- (ア) 交通デジタルシステム像の深掘り
- (イ) 住民交通と観光交通の両立に向けた制度的・技術的課題の洗い出し
- (ウ) OD データの取得・活用の仕組みとルールづくり
- (エ) 多様な関係者の視点を交えた実現可能性の検討と合意形成方策の整理 等

【成果】

- (ア) 検討委員会資料、議事要旨と討議内容のとりまとめ（議事録）
- (イ) 最終報告書への反映を前提とした提言要素の抽出

【実施内容】

- (ア) 委員選定支援
委員の決定は双方で協議し、候補者を選定する。
- (イ) 会議運営支援
会場手配、会議録の作成、会議に必要な資料作成・配付等、会議運営に係る業務を行う。
- (ウ) 委員の会議出席に対する報酬・交通費の支払い
委員の会議出席に対する報酬・交通費については、本事業の委託料に計上し、受託者で負担すること。
- (エ) その他、検討委員会に係る県交通政策課の指示がある事項

(2) ターゲット層の明確化及び交通ニーズの整理

県内の公共交通を利用する主要ターゲット層を「住民」「国内観光客」「訪日外国人観光客」に三分類し、それぞれの移動行動・ニーズ・課題を調査・整理する。

- (ア) ターゲット層毎の交通需要の特性（移動頻度、時間帯、経路等）の分析
- (イ) ニーズに応じた決済手段・運賃料金施策の構成（定期券/観光パス/タッチ決済等）

(3) OD データ活用に向けたルールづくりと合意形成方策の整理

OD データの活用に関する制度設計及び事業者間の合意形成のプロセスを検討する。具体的には、OKICA・Suica・EMV 等の乗降データを活用するにあたっての前提条件、データの取得・管理・活用ルールを明確にし、関係事業者間の役割・責任・利害調整について整理する。併せて PoC 実施（翌年度以降想定）を見据えた検討を行う。

【主な論点】

- (ア) データ所有権・使用权・再利用権等の整理
- (イ) プライバシー保護と匿名化処理のルール設計
- (ウ) 営業秘密に配慮した「共有領域」と「競争領域」の切り分け
- (エ) データ収集・提供における負担のあり方
- (オ) 交通政策への活用方法のあり方

(4) 沖縄の交通デジタルシステムの全体像とその中における交通決済システム・ツールのあり方の検討と機能設計方針の整理

沖縄の交通デジタルシステムの全体像とその中での交通決済システム・ツールのあり方を検討する。そのために必要な機能（ローデータの提供、多決済インターフェース、還元ポイント管理、利用者属性推定機能等）について整理し、将来的な拡張性も視野に入れた方向性を示す。

- (ア) 他地域との相互利用の可能性
- (イ) オープン API 化の可否
- (ウ) 第三者によるデータの二次利用を想定したデータガバナンス設計 等

(5) 機能・アーキテクチャの概要設計

交通デジタルシステムのアーキテクチャを整理し、主要構成要素の機能要件（概要レベル）を整理する。中核は「データの一元的管理」「多様な決済手段の統合」「住民と観光客の両方に配慮した UX 設計」とし、段階的導入のロードマップを含めた提案を行う。

- (ア) データ連携基盤とその構成要素
- (イ) UI/UX（アプリ、Web、券売機等）の概念設計
- (ウ) 既存インフラとの統合可能性
- (エ) 将来的な民間連携スキームの可能性

(6) 報告書の作成

本業務全体の成果を踏まえ、PoC実証への移行に資する報告書を作成する。報告書は、

行政・交通事業者・観光関係者等、様々な関係者が参照する場合には共通認識をもって協働できるよう、政策的・技術的整理がなされたドキュメントとする。

【記載内容（例）】

- ・ 沖縄県が目指す交通デジタル社会像
- ・ ターゲット層とニーズの整理
- ・ OD データ活用に向けた制度・合意形成方針
- ・ 交通決済システム・ツールのあり方
- ・ 機能構成・システムアーキテクチャの概念
- ・ PoC 対象の想定と留意点

6 成果物

- (1) 検討委員会資料・議事録要約版・議事録詳細版 1 式
- (2) 報告書 1 式
- (3) その他関係資料 1 式
- (4) 上述の電子データ 1 式

7 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・ 契約金額の 50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。

(3) 再委託の範囲及び承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りでない。

○その他、簡易な業務
資料の収集・整理
複写・印刷・製本
原稿・データの入力および集計
その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

7 本業務に係る経理等

- (1) 本業務に係る委託契約は、契約額を上限に業務の実施に要した経費を支払う準委任契約であり、本業務の実施に要する全ての支出については、領収書等の厳格な証明書類が必要であること。支出額、支出内容について適正と認められない場合は、当該委託費の支払いができない場合がある。
- (2) 本業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区別して記載し、支出の用途を明らかにすること。

8 特記事項

- (1) 本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、その取り扱いについて双方協議の上、取り決めるものとする。
- (2) 本業務を遂行するにあたって知り得た事項は、県の許可なく他に流用してはならない。
- (3) 本業務の成果物の著作権及び所有権は、県に帰属する。ただし、本業務の実施にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。